

# 第 5 回

## 秋田市農業委員会総会議事録

令和 7 年 5 月 2 1 日 開 会  
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

## 第5回農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年5月21日(水) 午後2時から午後2時49分まで

2 開催場所 秋田市役所 正庁

3 委員定数 19人

4 出席農業委員 19人

1番	齊藤善彦	2番	佐々木吉秋
3番	鈴木昇	4番	白岩勝
5番	関正美	6番	相場堅一
7番	加藤淳	8番	武藤真作
9番	星容子	10番	伊藤洋文
11番	三浦宏和	12番	柴田ますみ
13番	佐々木和昭	14番	加賀屋慎一
15番	鎌田悦雄	16番	佐々木繁明
17番	藤田修	18番	佐々木英久
19番	佐藤きよ子		

5 欠席農業委員  
なし

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期決定

第3 会務報告

第4 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第5 議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件

第6 議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

7 事務局職員

事務局長	佐々木嘉文	参事	熊谷勝
参事	工藤純子	参事	住谷真人
副参事	稲葉隆	主席主査	木内光一
主席主査	山本郷史	主席主査	勝田茂満
主席主査	黒澤亮	主査	鈴木百愛
主任	佐藤知弘	主任	越前屋麻希子

8 書記

主任 齋藤友毅

9 議事録署名委員

10番 伊藤洋文

11番 三浦宏和

10 議 事

事務局 (熊谷参事)	<p>ただいまから、令和7年第5回農業委員会総会を開会いたします。 本日、委員定数19名中、19名の出席ですので総会の出席委員は定足数に達しており、総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、会長より、ごあいさつと議事の進行をよろしくお願いいたします。</p>
佐々木吉秋会長	<p><b>【会長あいさつ】</b></p>
議長	<p>それでは、第5回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。 日程第1の「議事録署名委員の指名」でございますが、慣例で議席順に指定しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしの声がございますので、10番伊藤洋文委員、11番三浦宏和委員にお願いいたします。 次に、日程第2の「会期決定」の件でございますが、これも慣例に従いまして、私の方から申し上げますので、ご了承願います。会期は1日間で午後4時までといたします。 続きまして、日程第3の会務報告に移ります。 はじめに、会務報告1の「事務局人事異動」について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局 (佐々木局長)	<p><b>【会務報告1の報告】</b></p>
議長	<p>次に、会務報告2の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第1区域部会から第5区域部会まで順番に報告をお願いいたします。</p>
4番白岩勝委員	<p><b>【第1区域部会の報告】</b></p>
18番佐々木英久委員	<p><b>【第2区域部会の報告】</b></p>
15番鎌田悦雄委員	<p><b>【第3区域部会の報告】</b></p>
13番佐々木和昭委員	<p><b>【第4区域部会の報告】</b></p>
3番鈴木昇委員	<p><b>【第5区域部会の報告】</b></p>
議長	<p>次に、会務報告3の「秋田市農業再生協議会通常総会」について、私から報告します。  <b>【会務報告3の報告】</b>  次に、会務報告4の「一般社団法人秋田県農業会議第109回常設審議委員会」について、私から報告します。</p>

議 長	<p>【会務報告 4 の報告】</p> <p>次に、会務報告 5 の「秋田中央地区農業委員会会長会通常総会」について、事務局から報告をお願いします。</p>
事 務 局 (佐藤主任)	<p>【会務報告 5 の報告】</p>
議 長	<p>次に、会務報告 6 の「農地法第 3 条の 3 の規定による届出」から会務報告 10 の「現況地目照会に係る回答について」までの 5 件について、事務局より報告をお願いします。</p>
事 務 局 (住谷参事)	<p>【会務報告 6 から 10 までの報告】</p>
議 長	<p>以上で会務報告の説明が終わりました。ただいまの会務報告につきまして、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p>
一 同	<p>なし。</p>
議 長	<p>ご質問等がないようですので、議案に移ります。 はじめに日程第 4、議案第 16 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件、5 件を上程します。 事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局 (山本主席主査)	<p>議案書 1 ページから 2 ページの 5 件について説明いたします。 番号 1。譲受人は、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>。譲渡人は、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>。 土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。 譲受人は、譲渡人と利用権を設定して申請地を耕作しておりましたが、この度、譲渡人が財産処分を希望したことから贈与を受けることとなったものです。 農地法第 3 条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。 また、農地法その他農業に関する法令の遵守の状況について、違反はない旨の申告があります。 農作業常時従事について、譲受人は年間 180 日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。 次に番号 2 および 3 については、同じ譲受人へ売買する案件のため一括して説明いたします。譲受人は、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>。譲渡人は、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span> および <span style="background-color: black; color: black;">                    </span>。 土地の所在、地目、面積、理由等は記載のとおりです。 譲渡人は、高齢化および労働力不足のため経営規模縮小を希望しており、近隣を耕作している譲受人と売買することとなったものです。 農地法第 3 条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。 また、農地法その他農業に関する法令の遵守の状況について、違反はない旨の申告があります。 農作業常時従事について、譲受人は年間 200 日農作業に従事しているこ</p>

事務局 (山本主席主査)	<p>とから、常時従事者として認められます。</p> <p>次に番号4。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。土地の所在、地目、面積、理由等は記載のとおりです。譲渡人は、高齢化のため経営規模縮小を希望しており、近隣を耕作している譲受人と売買することとなったものです。</p> <p>農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。</p> <p>また、農地法その他農業に関する法令の遵守の状況について、違反はない旨の申告があります。</p> <p>農作業常時従事について、譲受人は年間155日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。</p> <p>次に番号5。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。土地の所在、地目、面積、理由等は記載のとおりです。</p> <p>譲渡人は、農地の処分を希望しており、近隣を耕作している譲受人へ贈与することとなったものです。</p> <p>農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。</p> <p>また、農地法その他農業に関する法令の遵守の状況について、違反はない旨の申告があります。</p> <p>農作業常時従事について、譲受人は年間155日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。</p> <p>これら5件とも地域との調和要件について、譲受人への権利移転による周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと思われれます。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>次に、現地調査の報告をしていただきます。</p> <p>はじめに番号1について、現地を調査した石井健推進委員から報告を受けた10番伊藤洋文委員から報告をお願いします。</p>
10番伊藤洋文委員	<p>10番伊藤です。石井健推進委員から連絡があり、譲受人と譲渡人は親戚関係にあり、何ら問題ないと報告を受け、私も了承しました。</p>
議長	<p>次に番号2および番号3について、現地を調査した鈴木英弘推進委員から報告を受けた18番佐々木英久委員から報告をお願いします。</p>
18番佐々木英久委員	<p>18番佐々木です。譲受人は太平で一番多く耕作している方で、何ら問題はないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>次に番号4について、現地を調査した藤嶋卓也推進委員から報告を受けた私から報告をします。</p> <p>この件につきましては、格別問題はないと報告を受けております。私も問題ないと思いますので、ご審議のほどをお願いします。</p> <p>次に番号5について、現地を調査した保坂正真推進委員から報告を受けた17番藤田修委員から報告をお願いします。</p>
17番藤田修委員	<p>17番藤田です。譲受人は地区のリーダー的存在であり、若い農業者の見</p>

17番	藤田修委員	本となる方です。特段問題ないと思いますのでご審議のほどよろしくお願 いします。
議	長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見等がある方はお願いします。
一	同	なし。
議	長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、5件を原案のとおり許 可することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	「異議なし」の声がありましたので、日程第4、議案第16号、農地法第 3条の規定による許可申請に関する件、5件を原案のとおり許可するこ とに決定いたします。 次に、日程第5、議案第17号、農地法第4条の規定による許可申請に関 する件、1件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局		それでは、議案書の3ページをご覧ください。
(勝田主席主査)		番号1。申請人は[REDACTED]。転用事業概要は、貸駐車場への自己転用。 申請者の住所、土地の所在、地目、面積は議案書に記載のとおりです。 それでは、農地転用許可申請説明資料の1ページおよび2ページをご覧 ください。申請地の場所については、位置図に記載のとおりです。 転用事業計画について、申請地の周辺には事業所が数社ありますが、以 前から従業員の駐車場所が少なく、その確保に苦勞していました。そこで 申請者が各事業者に対し申請地を貸駐車場にした場合の利用意向を調査し たところ、申請地全体を使用するだけの利用希望があったことから、この 場所を貸駐車場として転用しようとするものです。 立地基準について、農地位置は市街化調整区域内で農業振興地域内。農 地区分は、第3種農地です。 一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち、資金計画 は自己資金。過去の転用実績はなし。 工事着工および完了の期間は、許可日から令和7年7月30日まで。土地 改良区等からの意見書は、旭川筋土地改良区から「差し支えなし」となっ ております。 被害防除について、隣接に対する措置は法面保護をする。排水計画につ いて、雨水は自然流下です。 現地は令和7年4月30日に確認しております。 説明は以上です。
議	長	次に、現地調査の報告をしていただきます。 番号1について、現地を調査した熊谷裕幸推進委員から報告を受けた14 番加賀屋慎一委員から報告をお願いします。
14番	加賀屋慎一委員	14番加賀屋です。熊谷推進委員から現地調査の結果、何ら問題ないとの

14番加賀屋慎一委員	報告がありました。私も現地を確認したところ、問題ないと思いますのでご審議よろしくお願ひします。
議 長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見等のある方はお願ひします。
一 同	なし。
議 長	ご質問等がないようですので、採決に移ります。 今回は県農業会議への諮問が不要な案件です。 農地法第4条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、日程第5、議案第17号、農地法第4条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。 次に、日程第6、議案第18号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、4件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (勝田主席主査)	それでは、議案書の4ページをご覧ください。 番号1。借受人は[REDACTED]。貸出人は[REDACTED]。施設の概要は現場事務所外への一時転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。 次に、農地転用許可申請説明資料の3ページおよび4ページをご覧ください。申請地は位置図に記載のとおりです。 転用事業計画について、借受人は、県が発注する飯島北部地区農地中間管理機構関連ほ場整備工事を受注し、現場事務所や車両置場、資材置場等の設置が必要となったことから、施工場所から近い申請地を一時転用しようとするものです。 立地基準について、農地位置は市街化調整区域内で農業振興地域内。農地区分は第3種農地です。 一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち、資金計画は自己資金。過去の転用実績はなし。工事着工および完了の期間は、許可日から令和8年7月20日まで。土地改良区等からの意見書は、一時転用のため不要です。 被害防除について、隣接に対する措置は緩衝地を設ける。排水計画について、汚水は仮設トイレ。生活雑排水はなし。雨水は自然流下です。 一時転用に対する復元計画は、事業終了後に仮設構造物一式を撤去し、原状復旧を行います。 現地は令和7年5月2日に確認しております。 続いて番号2。借受人は[REDACTED]。貸出人は[REDACTED]。施設の概要は現場事務所外への一時転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。 農地転用許可申請説明資料は5ページおよび6ページをご覧ください。 転用事業計画について、借受人は、県が発注する通常砂防工事を受注し、

事務局  
(勝田主席主査)

現場事務所や駐車場、仮設トイレの設置が必要となったことから、施工場所から近く、事業に必要な面積を確保できる申請地を一時転用しようとするものです。

立地基準について、農地位置は市街化調整区域内で農業振興地域内。農地区分は農用地区域内農地です。

一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち、資金計画は自己資金。過去の転用実績はあり。工事着工および完了の期間は、許可日から令和7年10月31日まで。土地改良区等からの意見書は、一時転用のため不要です。

被害防除について、隣接に対する措置は緩衝地を設ける。排水計画について、汚水は仮設トイレ。生活雑排水はなし。雨水は自然流下です。

一時転用に対する復元計画は、事業終了後に仮設構造物一式を撤去し、原状復旧を行います。

現地は令和7年4月30日に確認しております。

続いて番号3。借受人は[REDACTED]。貸出人は[REDACTED]。施設の概要は通路、車両置場外への一時転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。

農地転用許可申請説明資料は7ページおよび8ページをご覧ください。

転用事業計画について、借受人は、携帯電話用無線基地局新設工事を受注し、工事に係る通路、車両置場、資材置場、仮設トイレ等の設置が必要となったことから、施工場所に隣接する申請地を一時転用しようとするものです。

立地基準について、農地位置は市街化調整区域内で農業振興地域内。農地区分は第3種農地です。

一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち資金計画は自己資金。過去の転用実績はあり。工事着工および完了の期間は、許可日から令和7年8月31日まで。土地改良区等からの意見書は、一時転用のため不要です。

被害防除について、隣接に対する措置は緩衝地を設ける。排水計画について、汚水は仮設トイレ。生活雑排水はなし。雨水は自然流下です。

一時転用に対する復元計画は、事業終了後に敷鉄板や設置物を撤去し、整地等の復旧を行います。

現地は令和7年5月2日に確認しております。

続いて番号4。借受人は[REDACTED]、貸出人は[REDACTED]。施設の概要は農家住宅への永年転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。

農地転用許可申請説明資料は9ページおよび10ページをご覧ください。

転用事業計画について、借受人は、現在、夫婦で両親や祖父母と同居していますが、家が手狭なことから夫婦の自宅を新築することとしました。用地について、実家に隣接し借受人の祖父である貸出人が所有する申請地に住宅新築することを借受人・貸出人ともに希望したことから、この場所を使用貸借権設定により転用しようとするものです。

立地基準について、農地位置は市街化調整区域内で農業振興地域内、農地区分は第1種農地です。

一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち、資金計画は自己資金。申請適格等は適合。過去の転用実績はなし。工事着工および完了の期間は、許可日から令和8年3月31日まで。一体として利用する農地以外の土地は、隣接する実家のある同所121番1の一部。土地改良区等からの意見書は、土地改良区および水利組合管轄外のためなしです。

事務局 (勝田主席主査)	被害防除について、隣接に対する措置は緩衝地を設ける。排水計画について、汚水・生活雑排水は公共下水道、雨水は自然流下です。 現地は令和7年5月2日に確認しております。 なお、番号4について、本総会で許可相当に決した場合には、速やかに秋田県農業会議へ諮問します。説明は以上です。
議長	次に、現地調査の報告をしていただきます。 番号1について、現地を調査した中嶋庄悦推進委員から報告を受けた4番白岩勝委員から報告をお願いします。
4番白岩勝委員	4番白岩です。中嶋委員から報告を受けました。一時転用のため問題ないと思います。よろしく審議をお願いします。
議長	番号2について、現地を調査した15番鎌田悦雄委員から報告をお願いします。
15番鎌田悦雄委員	15番鎌田です。現地を確認しました。何ら支障ないと思います。ご審議のほどお願いします。
議長	番号3について、現地を調査した熊谷護推進委員から報告を受けた6番相場堅一委員から報告をお願いします。
6番相場堅一委員	6番相場です。熊谷推進委員と再度現地を確認して参りました。何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	番号4について、現地を調査した12番柴田ますみ委員から報告をお願いします。
12番柴田ますみ委員	12番柴田です。5月2日に現地確認して参りました。説明資料のとおり、特段問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見等のある方はお願いします。
一	同 なし。
議長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 今回は番号4については、県農業会議への諮問が必要な案件です。 農地法第5条の規定による許可申請に関する件、4件を原案のとおり許可および許可相当とすることにご異議ございませんか。
一	同 異議なし。
議長	「異議なし」の声がありましたので、日程第6、議案第18号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、4件を原案のとおり許可および許可相当とすることに決定いたします。 これをもちまして、議案審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(午後 2 時49分終了)